

行政庁舎の復旧

県災害対策本部が設置された行政庁舎は、発災直後、地震により電気、ガスの途絶、スプリンクラーからの漏水、エレベーター全12基の停止等、様々な被害が発生したが、建物には大きな損傷がなかったため、災害対応拠点としての機能を維持することができた。

電気については、発災当日深夜に東北電力から通電されるまで、非常用自家発電設備により電源を確保した。通信は主回線が不通となり、他社の回線を使用し通信手段を確保、庁舎機能を最低限確保して業務を遂行した。

また、発災直後から行政庁舎に避難してきた1000人以上の帰宅困難者に対しては、避難場所や防寒具、食料の提供等を行うとともに、観光課が中心となって交通機関の情報を集め、1階ロビーに掲示した。

県内8か所の合同庁舎のうち沿岸部の気仙沼、石巻、南三陸の合同庁舎は、津波により通信用設備や非常用発電機が水没する等の被害を受け、初期期の災害対応拠点機能が大幅に低下することとなった。

年	月	日	主な県の対応等
H23	3	11	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力から行政庁舎への通電再開 行政庁舎で使用する主回線が不通になり、他社の回線で通信手段を確保 1000人以上の帰宅困難者が行政庁舎に避難（1階ロビーや2階食堂等を開放） 行政庁舎の帰宅困難者におにぎりの朝食と水を配布、テンプルタップを配置 行政庁舎正面玄関でパン（約5000個）等を帰宅困難者及び県民へ配布
	4	14	行政庁舎の主回線が復旧
	16		行政庁舎での帰宅困難者への食事提供終了
	17		石巻合同庁舎の復旧工事開始（9月30日）
	19		行政庁舎の帰宅困難者への開放スペースを閉鎖
	28		行政庁舎の復旧工事開始（平成24年3月9日）
	7		震災後最大級の余震が発生
	18		石巻専修大学の体育館を借用し、石巻合同庁舎の仮庁舎として業務を開始
	28		気仙沼合同庁舎の復旧工事開始（9月20日）
	6	10	栗原合同庁舎の復旧工事開始（7月29日）
	21		南三陸合同庁舎（10月20日）、仙台・大崎合同庁舎（12月26日）の復旧工事開始
	22		大河原合同庁舎の復旧工事開始（11月30日）
	4		登米合同庁舎の復旧工事開始（平成24年2月29日）
	10		新気仙沼合同庁舎が完成・開庁
	26		新石巻合同庁舎が完成・開庁
H30	2		

① 転機となった取組等



行政庁舎に避難した被災者



浸水した石巻合同庁舎

何が起こっていたのか

行政庁舎のどこが危険で、どこが安全か

行政庁舎の被災状況の確認

発災直後から、管財課の職員たちによって、行政庁舎内の安全確認が行われた。庁舎内には職員のほかにも、一般の人々が多く来訪していたため、危険箇所と安全な場所の区分けをする必要があり、状況把握を急いだ。

管財課職員

「庁舎の中で天井が落下したり、壁が崩落したり、あるいは水漏れがあったりとか、どこが危険でどこが安全なのかを、まず確認しなければなりません。警備や清掃業者の方々と連絡をとりながら、庁舎内の状況把握を行ったのが最初の仕事でした」

「行政庁舎は地上18階ある建物なので、それを見て回るだけでも相当な時間がかかりました。庁舎の点検が終わるまでの間、職員は一旦庁舎前の駐車場に避難して、寒い中、着の身着のまま待っていました。1時間くらいして安全が確認されてから、職員が再び中に入り、それぞれの業務を始めました」

災害復旧の初動対応

迅速な機能回復への対応

安全確認とともに急がれたのが、災害復旧の初動対応に欠かせない電気の復旧とエレベーター

発災直後

ターの再稼働、そして3階のスプリンクラーが防火扉と接触したことにより水が噴出したことへの対応であった。

管財課職員

「地震が発生した瞬間に、非常用自家発電機が起動して、通常なら1分かつからずに復電するはずでしたが、動きませんでした。すぐに発電機のある地下2階に向かいました。あまりにも揺れが大きかったので、発電機が止まっていたのです。ただ大きな支障はなかったもので、そのまま復旧ボタンを押して、再起動したら電力を供給できたのでホッとしました」

「発電機に入っている燃料には限りがあるので、どれくらいもつのか不安でした。苦竹の自衛隊の宿舎に重油があるという話も聞きましたが、給油する車もないので、当日対応は絶対に無理だと諦めていました。しかし、夜の11時30分に東北電力から供給が再開されて助かりました」

「災害復旧の初動対応をするためには、どうしてもエレベーターを動かさなければいけないのですが、12基のうち8基しか安全に動かせませんでした。残りの4基は被災したため、部品を交換しなければならず、手配に1か月くらいかかりました。その間はエレベーターの数が少ない状況でした」

「3階のエレベーターホールでスプリンクラーから水が噴き出しました。火事でもないのに噴出した原因は、地震の揺れで天井がたわんでいたことで、防火扉が閉まる時に、ス

プリンクラーのヘッドに当たってしまったためでした。末端試験弁を開けることで水量は減ったんですが、そこに気づくまで時間がかかってしまいました」

「長丁場になるということは分かっていたので、管財課の職員全体でローテーションを組んで、『誰が何時から何時までなんの仕事をするか』という分担を早々に決めました」

通信回線の確保を交渉

発災当日

「県庁で当時使っていたメインの電話回線が、基地局で障害が発生し、不通になってしまいました。外部との電話のやりとりがどんどん増えていくときにこれはまずいとなり、ふだんお世話にはなっていない電話会社へ回線の開設をお願いしました」

管財課職員

「まず主回線のA社には全然連絡がつかなかったため直接訪ねていきました。『県庁ですけれど、復旧状況はどうですか？』と聞いても『一切分からない』という回答でした。そこで一旦県庁に戻り、アポなしでB社に行ってみました。『何回線でもいいから県庁に分けてもらえないか』とお願したところ、5回線ならすぐに対応できると言ってくれました。非常に感激した覚えがあります」

行政庁舎が避難場所に

帰宅困難者への対応

発災当日（平成23年3月末）

行政庁舎は指定避難所ではなかったが、自家発電設備が起動し、照明が点灯していたため、発災当日の夕方から夜にかけて、1000人以上の帰宅困難者が避難してきた。帰宅困難者への対応は防災計画等で定められていなかったものの、行政庁舎1階のロビー、みやぎ広報室とカフェラウンジ、バスポートセンター、2階の廊下と食堂を開放し、帰宅困難者の受入れを行った。また管財課職員は、備蓄物資や支援物資を避難者に配布した。

また帰宅困難者から、県内外への移動手段に関する問合せが殺到したため、観光課では管財課や道路課等から集めた情報を提供した。さらに国、山形県、交通機関等のウェブサイトの情報や、旅行会社、バス会社に問い合わせた運行情報を、1階ロビーに掲示した。県外や海外から観光や出張で来県していた人も多く、大勢の方が利用した。また来庁者への対応マニュアルを作成し、担当者が交代しても対応できるようにした。

管財課職員

「避難者のためにテーブルや椅子を手配したり、一定期間庁舎にいたただくために必要な物資を配ったりと、初日はそのようなことに奔走しました。また障害者の方や、小さいお子様を連れていらっしゃる方には配慮が必要というところで、個別にいられるようなスペースを作って御案内しました」

「夜は特に防寒対策が必要なので、段ボールや毛布など、備蓄している範囲で当座の寒さをしのげるような物を配布しました。あとは

水であったり、毛布類であったり、県外からの救援物資がどんどん届きました。災害対策本部が窓口になるまで、支援物資の受付を我々管財課がやりました」

「山形県からアルファ米が届きましたが、それを誰が配るのか、決まっていませんでした。どこも引き受けてくれず、『管財課しかない』ということになりました。アルファ米は通常は水で食べることができのですが、お湯で炊いたほうがおいしいだろうということでも多くの方に行きわたるように、おにぎりにして水と一緒にお配りしました」

「まだ救援物資を配るルールが整っていないなかったので、広い所で一気に渡そうとすると、殺到して混乱するような状況でした。どうアナウンスをしたらいいか、どういう動線でもらうかなど、かなり工夫をして、試行錯誤の末、階段を上がった踊り場で配るようにしました」

「発災翌日からは大量に救援物資が届いて、どんどん配らなければならぬ状況になりました。山崎製パンさんから5000個のパンを頂いたんですが、そのときは天気も良く昼間だったので、庁舎の入口前でパンの箱を山積みにして、アナウンスをしながら皆さんに配りました。避難されてくる方の誘導や駐車場の案内にも24時間人員が必要だったので、直接的な災害業務がない部署にお願いして代替え業務に当たりました」

● 観光課職員

「交通機関が止まっているので、特に東京の

方からきている人たちが、帰宅困難者とならずと県庁にいました。私たちは観光課ですから、こういう公共交通機関が動いているか、調べるのはいつもやっているのですが、スタッフみんなで調べ始めました。そうすると、どうやら山形行きのバスが動いているということ、『まずは山形に行ってください。後は山形の人に聞いてください』というアナウンスをして、県庁から移動してもらいました。最初の1週間、2週間とか、そういう対応をしていたと記憶しています」

「通常は、県の中に交通関係機関と交渉する担当課があります。しかし、我々観光課のほうかふだんから担当者やりとりをして、いろいろな交通関係の担当者と仲良くしていたので、運行情報をたくさん教えてもらえたのです。それを、被災された方々に提供していること、自主的に始めました。それが避難される方々に役立つと。ふだんからの関係性から、そういうことができたのだと思っています」

混乱する現場

発災当日～平成23年4月初旬

様々なトラブル対応

行政庁舎に避難してきたのは県民だけではなく、県外から出張等で来県していた人々や外国からの観光客等も大勢含まれていた。そのような人々のために、携帯電話の充電用の電源や、庁内で把握している交通情報の提供も行った。一方で緊急時の不安やストレスから、トラブルが起るケースもあった。

● 管財課職員

「避難してきた皆さんは、携帯電話でやりと

ますが、今回は、被害額がはつきりと分からない状態でした。とにかく早く終わらせることが最優先でしたから、概算契約という形で一式の概算で先に発注をして、最後に精算するやり方になりました。急ぐのは庁内の共通認識でしたから、予算を取るのに苦労した記憶はありません」

工事がどんどん増える

平成23年4月～9月

余震による追加予算対応

復旧工事については、迅速に予算化されたものの、4月7日に起こった最大級の余震により、新たな被害が発生し、工事費を増額せざるを得ない状況となった。想定外の規模の余震であり、管財課は追加予算の対応に追われた。

● 管財課職員

「余震が続く中、工事がどんどん増えて、最初の想定から予算が数倍に膨らんでいきました。予算を取る段階ではあまり苦労はしなかったんですが、増額の変更契約をする時には、当然財政課や議会への説明が求められますので、どちらかと言うと、当初の予算確保よりも追加予算の対応で苦労しました」

「災害対策本部の入っていた講堂の天井が4月下旬の時点でゆがんできてしまい、このまま放っておくと落下する恐れが出てきました。3月11日の時点では被害は出ていないことは確認しており、何度か現場は見ているんですが、度重なる余震で天井を吊っている金属が緩み始めていたのです。一度見たから安全ということではなく、技術者の視点で継続的に経過を観察していくことが必要になると思います。結果的に天井は全部撤去することに

りをするんですが、バッテリー切れで、勝手に庁舎の共用部にあるコンセントで充電を始める方もいて、かなり混乱した状況になりました。そこで携帯電話会社と連絡、調整をして、電源タップを借りてロビーに設置し、どなたでも使えるようなスペースを作りまし

た」

「次第に交通に関する情報が出てきたので、ロビーにホワイトボードや掲示板を並べて、バス会社の臨時バスの情報やJRの運行情報を紙に書いてどんどん貼っていきまし。県庁内にも交通を担当する部署があるので、それぞれ部門で出せる情報を更新してもらいうようにしました」

「結局、避難スペースも十分ではなくて、みんな横になれなかったり、『もつとゆっくり休める所はないのか』と文句を言われたりしました。当然限界があるんですが、対応に苦慮しました。また避難者同士のめめ事や盗難も起こり、警察がこなければならぬ状況になったりもしました。それから酔って騒ぐ人もいたり、県庁内の食堂に勝手に入って備品を使う人もいたり、様々なトラブルがありました」

「震災発生から数日がたち、電話回線網が復旧した途端に、県庁の電話案内窓口に行方不明者の消息の問合せが殺到するようになりました。親戚や知人の消息を尋ねるため、沿岸部の市町に電話をかけたが通じなかった方や、市町の職員から『県庁に問い合わせてください』と言われた方などが、こちらにかけてきたようです。『どこどこ誰々はどうなっているか』『被害状況を教えてください』という電話です。管財課の職務として電話は取りますが、提供できる情報をもち合わせていません。

なりました」

合同庁舎の行政機能が一時停止

平成23年3月～

合同庁舎の移転再建の検討

合同庁舎では、地震や津波被害により行政機能が一時停止する状態となった。特に沿岸地域の3庁舎の被害が甚大で、石巻合同庁舎は地震及び津波浸水により、また、気仙沼及び南三陸合同庁舎は地震及び津波の直撃により被災し、構造体としては崩壊の危険性は少ないものの、電気・通信等の設備は浸水のため損傷し、庁舎としての機能を果たさない状態であった。

石巻合同庁舎は津波により浸水し、建物1階や電気設備及び非常用電源等が水没。通信とライフラインが途絶する中、孤立した合同庁舎から避難者及び職員全てが避難できたのは3月14日であった。その後、職員は一旦、東部下水道事務所に集合して業務を行った後、3月18日から、いしのまき宮農経済センター等8か所に分散して仮事務所業務を行っていたが、4月7日から石巻専修大学の体育館を借用し、床養生や電話・電気等の工事を行って4月18日から業務を開始した。

気仙沼合同庁舎は、気仙沼湾に隣接した津波浸水想定区域内に位置しており、津波により庁舎は孤立、合同庁舎内に取り残された職員等は、徒歩や救助ヘリコプターで避難した後、代替拠点である気仙沼保健福祉事務所で災害対応業務に当たった。

気仙沼と南三陸の合同庁舎は、仮設庁舎を建設し移転再建することを決め、その他の合同庁舎は、復旧工事を実施することとした。石巻合



行政庁舎1階ロビーでの情報提供

事情を説明しますがなかなか納得してくれないので、一つの電話対応に20分から30分くらいかかりました。それが昼間だけでなく夜もかかってきます。非常時なので夜間や土日も含めて対応しました。それが4月の第1週くらいまで続きました」

指定避難所への移動を依頼

平成23年3月16日～19日

帰宅困難者対応を終了

行政庁舎内の帰宅困難者には、3月16日夕方まで食事等の提供を行ったが、随時、指定避難所等への移動を依頼した。3月19日正午には庁舎内の開放スペースは全て閉鎖した。

同庁舎は、現地再建を検討したものの津波の危険性を再検討した結果、移転再建となった。石巻と気仙沼の新合同庁舎は、平成29年度に完成した。

● 管財課職員

「大河原や登米合同庁舎など、内陸で津波の影響がなかったところは全て発電機がきっちり機能したが、まず良かったと思います。ただし、仙台合同庁舎だけが発災当日の深夜に燃料切れを起しました。元々タンクの容量が少なく、計算上でも10時間くらいしかもちませんでした。仙台合同庁舎は圧倒的に燃料備蓄が少ないことが露呈しました」

「気仙沼合同庁舎については、広域的に地盤沈下していたため、現地の再建は諦めました。県が浦高校を解体中の土地が内陸部にあったので、そこに仮設のプレハブの庁舎を造ることにしました。南三陸については閉鎖といたしますか、復旧を諦めたような形です」

● 東部地方振興事務所職員

「石巻については、できれば合同庁舎に入っていた他の地方機関も含めて一緒に入れるところははないかということで、場所としては石巻専修大学になりました。教室というよりも体育館です。学長の所に直接お伺いしまして、こういった事情なので、なんとか使わせてもらえないかということでお話をしました。元々、『何かあったときの拠点』ということを学長はいつも考えていらっしやいましたので、承諾を頂いて、石巻専修大学の体育館に移ることにしました」

「土足で自由に入りたいということもあって、床に板を張ってシートをかぶせて、壁も傷つけたり汚したりしないように、板などを補強しました。合同庁舎から長机や机を

● 管財課職員

「庁舎内に避難した方々も、復旧が進むにつれ、少しずつ減っていきました。本来は帰宅困難者という位置付けで、あくまでも一時的にいていただくということなので、退去についてなるべく御理解いただけるようにアナウンスをしました」

「電気も水もトイレも使え、寒くもない比較的過ごしやすい環境でしたので、残っていた方々もいたと思います。スペースを閉鎖していく予定を段階的に発信して、近隣の避難所の情報も入れながら、なるべくトラブルにならないように配慮しました」

概算契約での発注

平成23年3月～4月

行政庁舎の復旧工事

庁舎の被害は4基のエレベーターをはじめ、執務室や講堂の天井・ロビー壁面の欠損、さらに配管やダクトの損壊等多岐にわたっていた。県は復旧を急ぐため、概算契約という例外的な形で発注を行い、4月1日から復旧工事に着手した。

● 管財課職員

「発災当日の夜に、庁舎を建設した工務店が『今どういう状況ですか?』と確認しにきてくれました。正直、破損箇所が多すぎて、こちらも手をつけられない状態で、一通り確認はしたものの細かいところまでは見きれなくて、『とりあえずなんとか御協力いただけませんか』という話をしました。早い段階で工務店に復旧工事についての話ができただけで、すぐに準備に入りました」

「通常、設計や工事は入札という手順を踏み



被災した気仙沼合同庁舎



石巻専修大学体育館に間借りした石巻合同仮庁舎

く思いました」

災害対応の経験から 学んだこと

県有施設の役割を前向きに考える

管財課職員

「県庁舎、合同庁舎以外にも県にはいろいろな施設があります。災害時に県民の方々がその施設に何を求めてくるのか、県側に何ができるのかを、ふだんから前向きな視点で考えておくことが重要だと思います。ふだんの訓練を含め、有事の体制を想定しておくことが必要だと思います」

合同庁舎の担当者 顔見知りになっておく

管財課職員

「合同庁舎の職員とは、実は並段接点が少ない状況にあります。ふだんから施設管理について説明会を開くとか、説明会で顔見知りになっておくとか、そういうことが大事です」

工事の完成図面の整理を

管財課職員

「災害復旧というのは、原形復旧、元々あった形に戻すということなので、図面がなければどう復旧するのかわかりません。工事の図面さえあれば、自分たちで設計して対応できる。これで時間も短くなります。それから図面には、請負業者が書いてあります。何百件も工事をしていると、誰がやったかわからなくなります。結局復旧工事は、施工した業者

に頼まざるを得ない場合が多いので、工事の図面を整理しておくことが重要です」

余震を想定しておく

管財課職員

「余震（4月7日）のほうで建物の被害は大きかったんじゃないかと思えます。揺れの性質によるものなのか、一度大きいのがきて、弱っているところにもう1回きて、とどめを刺されたのかは分かりませんが、大きな地震は、余震が連続して起こることを想定した上で動かなくてはならないと思いました」

災害を想定した設計が重要

管財課職員

「震災のときには失敗したり、まずかった例ばかりが目立ちますが、実はうまくいった例もありました。大崎合同庁舎の周辺は田んぼだったので、周りが20〜30cm下がったんですね。普通であれば配水管や汚水管が切れてトイレが使えなくなりますが、設計の際にそういうものを吸収するようなフレキシブルな配管にしている、無事だったところがありません。技術職はそういうことを教訓にして生かすことができます。そのような事例を引き継いでいくことが大切だと思います」

応援職員も主体性をもった判断を

管財課職員

「応援職員の中には自分で判断ができない人が多くて、『ここは車が通るから物を置かないでください』と言うと、『いや、別の部署からはここに置けて言われたので』っていうような押し問答をしたこともありましたが、結果的に強制的に我々で移動したんですが

初動の混乱期においては、それぞれが主体性をもって判断するべきだと思います」

帰宅困難者に手伝ってもらえる 仕組みが必要

管財課職員

「救援物資のトラックからの積み降ろしが大変でした。完全にマンパワー不足だったんですが、考えてみれば、帰宅困難者の中にも若者や元気な人がいるわけですよ。そういう方にお手伝いしてもらえばいいと思ったんですが、なかなか言えませんでした。有事の場合は助け合いなので、帰宅困難者を受け入れるとともに、その方たちにも手伝ってもらえる仕組みづくりが必要だったと思います」

観光の危機管理

観光課職員

「旅館やホテルは、帰宅困難者に対する対応を、あらかじめ想定しておかなければいけないと思います。外国人観光客の多い松島であれば、外国の方々に対する避難の呼びかけが重要になってきます。沖縄でも観光危機管理の話が、ようやく始まったところだと思います。宮城県は震災を経験していますから、観光での危機管理の対応を、ふだんから考えておかないといけないと思います」

今後の災害対応に 向けた取組等

帰宅困難者対応マニュアルの作成

大規模災害発生時、県庁舎は災害対策本部の

東部地方振興事務所職員

「庁舎の建物なり、よりどこを失ってしまったときは、やはりいろいろ借りたりしないといけないのですが、災害の規模が大きければ大きいほど簡単ではありません。災害支援のための協定は、いろんな業種の皆様と結んで来てはいますが、やはり行政自体が動けなくなったり、機能停止してしまったときは、どう復旧していくかというところは、しっかりと対策を考えておく必要があるなと、つくづく

災害用食料等の備蓄

災害発生直後、災害対応業務及び交通機関の停止等により帰宅できない職員並びに緊急的に県庁舎・地方合同庁舎に一次避難してきた住民等への対策として、食料及び飲料水の備蓄が必要であると判断し、平成25年度から備蓄物資の保管場所の確保とともに災害用備蓄食料等の購入を開始した（東日本大震災発生後に各団体から送られ（当時の）危機対策課で管理していた支援物資の配付残分も管財課で受け入れ、管理している）。

新石巻合同庁舎 新気仙沼合同庁舎の再建

石巻合同庁舎は、地震と津波により甚大な被害を受けたことから、旧庁舎の仮復旧工事を行いながら新庁舎の移転建設を行った。気仙沼合同庁舎は、被災した庁舎について、内陸高台への移転建替えを行った。新庁舎の建設に当たっては、現状の庁舎が抱える課題や中長期的な行政ニーズなどを踏まえ、

新石巻合同庁舎 新気仙沼合同庁舎の再建

石巻合同庁舎は、地震と津波により甚大な被害を受けたことから、旧庁舎の仮復旧工事を行いながら新庁舎の移転建設を行った。気仙沼合同庁舎は、被災した庁舎について、内陸高台への移転建替えを行った。新庁舎の建設に当たっては、現状の庁舎が抱える課題や中長期的な行政ニーズなどを踏まえ、

「災害に強く圏域の防災拠点機能を備えた庁舎」「多様な行政ニーズに対応できる利便性の高い庁舎」「地球環境・周辺環境に配慮した庁舎」の三つが基本理念とされた。具体的には、新石巻合同庁舎は、災害時ににおける電源インフラ途絶時の機能保持のため、非常用発電機による電気供給（72時間）を確保し、浸水の危険を避けるため発電機は2階に設置、雑用水は専用の地下水槽（三日分程度の容量）を設け、トイレの洗浄水として利用することでインフラ途絶時にも機能維持を可能としている。新気仙沼合同庁舎は、太陽光発電設備による再生可能エネルギーの利用のほか、大会議室の一般開放時に容易な管理ができるよう、大会議室を玄関脇に配置している等、特徴をもたせている。

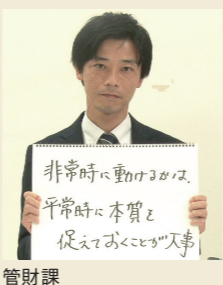
参照

- ・東日本大震災―宮城県の6か月間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成24年3月）
- ・東日本大震災（続編）―宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証―（宮城県総務部危機対策課・平成25年3月）
- ・東日本大震災―宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証―（宮城県総務部危機対策課平成27年3月）

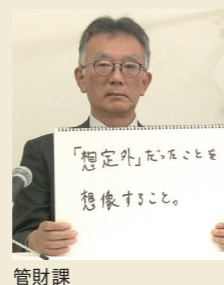
←ウェブサイトでも御覧いただけます

後輩たちへのメッセージ

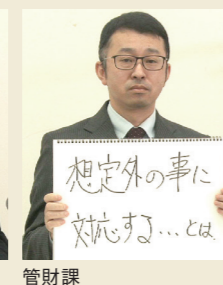
※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの



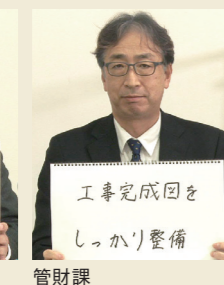
管財課



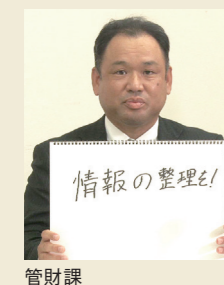
管財課



管財課



管財課



管財課